

意見具申（イメージ）

第 1 章 現状と課題

第 1 ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者を取り巻く現状

1 若者を取り巻く状況

(1) 現在の若者の全体像

- 人口予測データによると、都内の15歳～34歳の人口は、約20年後に現在の約4分の3に減少。若者世代は、今後、同世代が少ない環境となっていく。
- 三世帯世帯の減少、一人っ子世帯の増加により、家庭内で世代の異なる人と触れ合う機会が減り、家庭内の支える力が低下。
- 地域の間人間関係が希薄化している。
- 若者世代に急速にスマートフォンが普及している。また、SNSの利用者の割合も上昇しており、20代～30代では7割を超えている。
インターネットは、知識の取得やコミュニケーションの機会を増やす一方で、有害情報が溢れトラブルが増加するなど、負の側面も併せ持っている。
- 自己肯定感がある若者の割合は5割弱にとどまり、自己肯定感が低い若者は、自分の将来に明るい希望を持つことができていない傾向にある。
- 若者の一般的な傾向として、生活圏の内閉化がみられる。今ある人間関係から外れると自分の居場所がなくなってしまうという排除される不安やリスクが強い。

(2) 社会的自立に困難を有する若者の現状

- 若者が自己肯定感を持たず、将来への希望を持ちにくくなっている状況の中で、社会的自立に困難を有する若者は、多く存在している。
- 都内のひきこもり状態にある者は推計2万5千人。ひきこもりには様々な要因があるほか、家庭内で潜在化し、相談・支援に結び付きにくい傾向がある。
- 都の若年無業者数は、平成24年は6万3千人。平成24年の国の調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、「知識・能力に自信がない」「探したがみつからなかった」が多かった。

- 長期欠席者数は、都内都立・私立高等学校とも、平成26年度以降増加傾向にあり、主な理由としては、不登校が最も多い。
なお、平成27年度の都立高等学校の中途退学者のうち、約3割が就学や就職等をしておらず、社会とのつながりが切れ、支援機関につながる事が難しいケースも多い。
- 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者推移を見ると、平成22年から7年連続して減少しているが、再犯者率は約3割強であり、微増傾向となっている。また、平成28年の犯罪少年の同年齢の人口比は、5.9人で、成人の人口比約倍と高い状況になっている。
自立に向けて就労や住居の確保が重要であるが、円滑に進まない場合、再犯に至る若者もいる。

2 若者の支援に関する現在の主な取組

(1) 若者全体への相談支援

○ 子ども・若者育成支援推進法の目的

「子ども・若者育成支援推進法」においては、子ども・若者の健やかな育成や、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために、子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域の他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこととしている。

○ 都の若者支援のネットワーク

都では、若者支援を円滑に行うため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の分野の関係機関を構成員とする会議を開催し、そのネットワークを活用し、若者の自立を後押ししている。

○ 市区町村のネットワーク

一部の自治体においては、地域の実情に応じて、様々な関係機関が連携した地域のネットワークを構築し、若者の状況に応じた支援に取り組んでいる。

○ 相談窓口の広報

若者の相談を受ける窓口では、若者が相談につながるように、ホームページやチラシ、リーフレットを用いて、その活動を広報している。

○ 都・区市町村の相談窓口

都や区市町村の相談窓口では、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独、

社会的自立に向けて困難や課題を抱えた若者の相談を受付けている。

○ **東京都若者総合相談センター「若ナビα」**

「東京都若者総合相談センター若ナビα」は、若者やその家族等から、電話やメール、来所により相談を受付け、若者の状況に応じて各分野の関係機関など適切な支援機関や団体につなげている。

(2) **ひきこもり等の若者への支援**

○ **ひきこもり状態の認識**

本人や家族がひきこもりの状態であると認識するまでに時間がかかる。

○ **支援機関・団体の周知**

都や区市町村、支援機関・団体が実施している講演会や家族向けの学習会をはじめ、相談窓口を紹介するホームページやリーフレット・チラシなどの様々な方法で、支援機関・団体やその支援内容の情報を提供している。

○ **支援機関への相談**

ひきこもりの若者や家族が相談の必要性を感じた時には、都や区市町村、地域の民間の支援団体等に相談が可能である。

○ **東京都ひきこもりサポートネット**

都内全域を対象とした「東京都ひきこもりサポートネット」は、地域におけるひきこもり支援の拠点として、本人や家族等を対象に相談を受け付けている。

○ **民間支援団体の取組**

地域でひきこもり支援を行っている民間支援団体は、それぞれの得意分野を活かした支援を行っている。

○ **支援者の能力向上**

民間支援団体の支援者や行政機関の担当職員は、講習会等に参加し、より多くの事例に触れ知識を取得しているほか、日常の支援活動を通じて、支援者としての能力向上に努めている。

○ **不登校への支援**

ひきこもりの若者は、過去に不登校の経験をしている者も多いが、教育相談センターでは、不登校の児童・生徒が、来所や電話にて学校復帰等に向けた支援を受けることができる。

○ **就労支援**

地域若者サポートステーションや東京しごとセンター等において、セミナーを受講したり、就職活動のサポートを受けることができる。

(3) **非行歴を有する若者への支援**

○ **非行少年への支援**

少年が罪を犯した場合、家庭裁判所に送致され、審判を経て保護観察所で更生を図ったり、少年院等で矯正教育を受けた後などに、社会に復帰する。

○ **社会を明るくする運動**

全国的に実施されている「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くことを目指している。

○ **保護司による支援**

非行歴を有する若者は、保護観察期間が終了するまでの間は、保護司と定期的に面接を行い、生活上の助言や就労の手助け等を受けている。

○ **若ナビαにおける支援**

複数の機関で非行歴のある若者への支援を行っているが、「若ナビα」においても、非行専門の相談員が配置されており、非行歴のある若者からの相談を受け付けている。

○ **再非行防止に向けた取組**

再非行防止には、就労と住居の確保が重要である。都も保護観察所等と連携し、協力雇用主制度の普及啓発に努めている。また、更生保護施設では、矯正施設出院後の若者を一時的に受け入れている。